

2021年1月7日

仙台市健康福祉局保健所生活衛生課食品衛生係 御中

宮城県生活協同組合連合会  
住所：仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F  
電話番号：022-276-5162  
会長理事 冬木勝仁

### 令和3年度仙台市食品衛生監視指導計画（中間案）への意見

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

食品表示は、2015年に新しく食品表示法ができて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地、原産国、遺伝子組み換え食品、食品添加物など食品表示基準の見直しが行われ2020年4月から新ルールによる表示に移行されました。

また、2020年の6月から食品を扱う全事業者に対してHACCPによる衛生管理の義務化が行われることが決定しました。なお、2020年の法律施行から1年間は猶予期間となっており、2021年6月からHACCPの完全制度化が開始されます。

一方、消費者全体に健康志向の高まりが見られ、健康食品の利用も広がっていますが、健康食品による健康被害という新たな問題も浮上しています。消費者教育の機会が少ないなか、今後は一層、行政・事業者・消費者間で新たな手法のリスクコミュニケーションが求められます。

このようなことから、市民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の意見を提出いたします。

#### 記

##### 1. 《令和3年度の重点事業》の【HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び指導】について

HACCPの制度化は、原則として、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められますが、規模や業種等を考慮した一定の事業者については、取り扱う食品の特性等に応じた取組も認められています。HACCP導入に際しては、事業者の状況や食品ごとの特性等を踏まえつつ、各事業者の規模や衛生管理能力に応じて、実現可能な方法で着実に取組を進めていくことができるよう、講習会や個別相談のほか、導入に向けた技術的支援を強化してください。

そのためには、食品衛生監視員を含めた指導・支援・助言ができる人材の育成が今後はより一層必要となることから、専門家の育成を行うことを記載してください。

##### 2. 1-(3)「食品等事業者による自主衛生管理の取組みに対する支援」について

食品等事業者の自主衛生管理の意識向上を図るために、他の模範となる衛生管理を実施している食品等事業者や衛生管理が優良な施設を表彰し、受賞施設については、市ホームページで公表するだけではなく、多くの消費者にも情報提供できるよう検討してください。

また、地域の食品衛生の向上を図るとともに、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の促進を図るため、食品衛生推進員や食品衛生指導員などの専門的知識を有する人材を増やすことも必要と考えます。

### 3. 2-(1) ①「ノロウイルスによる食中毒防止対策の強化」について

食中毒対策は未然防止の観点での取り組みが必要と考えます。ノロウイルスによる食中毒を防止するためには、調理従事者の正しい手洗いや健康管理が重要です。

HACCPに沿った衛生管理を導入することが、ノロウイルスによる食中毒の未然防止につながることを食品等事業者に対して周知し、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑に導入できるよう指導することと、市民に対しても効果的に情報の提供を行うことを記載してください。

### 4. 2-(1) ①「適正な食品表示の指導」について

食品等を取り扱う事業施設において適正な食品表示を推進するためには、食品の適正な表示を推進するための核となる人材を育成する必要があります。監視指導を行うだけではなく、人材育成のための講習会及び同講習会受講済みの者を対象としたフォローアップ講習会などを開催し、適正な食品表示を推進するための支援を行うことを追記してください。

### 5. 2-(3) ③「健康食品の監視指導」について

(1) 近年、医薬品成分が含まれている「いわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）」の販売事例が多数報告されています。この無承認無許可医薬品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく品質・有効性・安全性の確認がなされていないことから、摂取により健康被害が生じる危険性があります。新たに「いわゆる健康食品等の監視指導」の施策を追加し、医薬品成分を不正に配合した健康食品による健康被害を未然に防止するため、関係機関と連携した監視指導を実施してください。

(2) これまで「いわゆる健康食品」の健康被害情報の収集は制度化されておらず、被害の発生・拡大の防止の面に課題がありました。食品衛生法改正により『特別の注意を必要とする成分』について厚生労働省が決め、その成分を含有する食品の製造者や販売者は、健康被害が起きた際に保健所へ届出ることが義務付けられました。「いわゆる健康食品」の表示の真正性を確認する調査を実施してください。

(3) インターネット等を利用して海外から購入する海外の医薬品等は、医薬品医療機器等法に基づく品質等の確認がなされていません。医薬品等に限らず、インターネット等で個人輸入できる「いわゆる健康食品」として販売されている製品について調査し監視指導計画に入れてください。

最後に、仙台市民の生命・健康が最優先という消費者視点の、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが有効と考えます。

食の流通が広域化する中で、原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え国際的な衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理の実施を導入することで、食品衛生のレベルアップに大きく貢献することになり、食中毒の防止のほか、食中毒被害の拡大防止にもつながります。食の安全・安心に関する消費者教育を充実させること、地産地消の推進及び国際都市としての食の安全の確保等が求められています。

仙台市民の生命・健康が最優先という視点や、市民の意見を施策に反映させた「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定し、条例のもと実効性のある食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。

以上